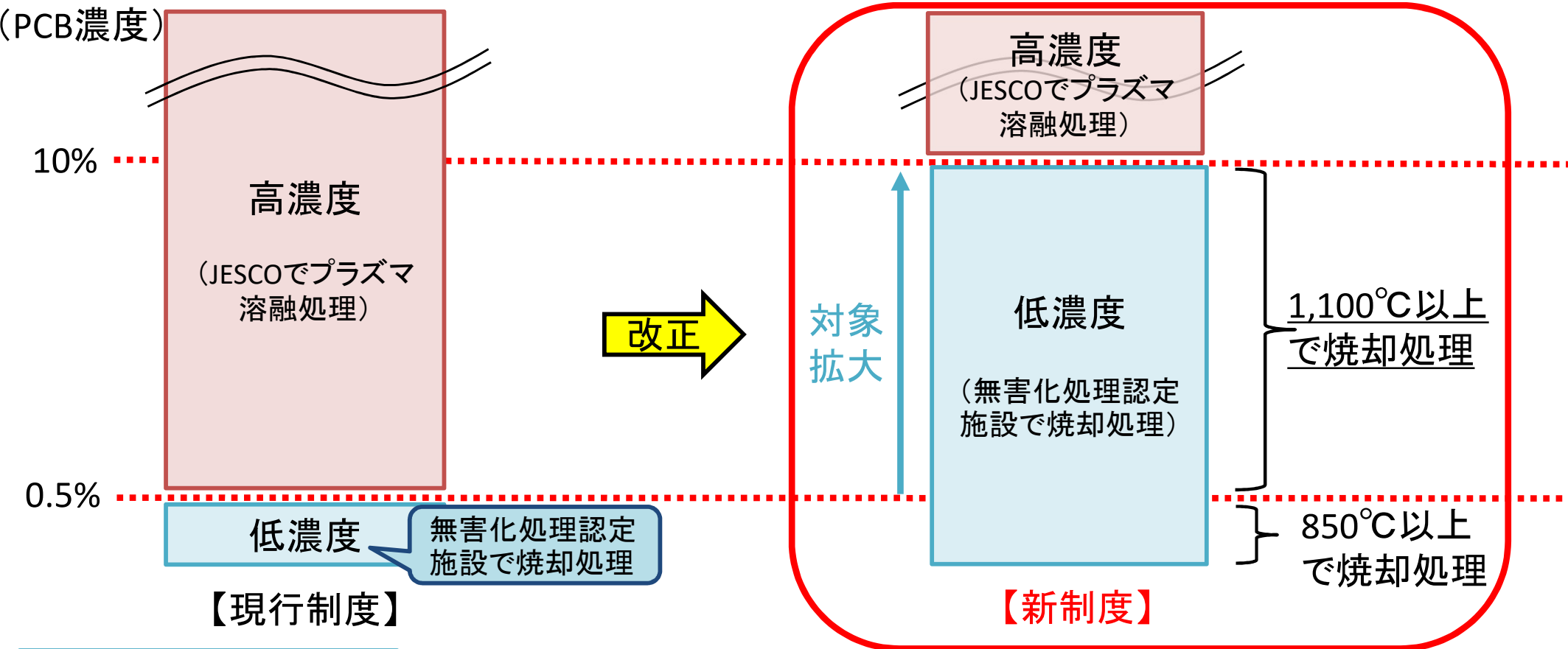


制度改正の概要(環境大臣の無害化処理認定施設の処理対象のPCB廃棄物の拡大)

PCB汚染物(可燃物※)の濃度区分

※不燃物は現行制度と変更無し。



改正した主な法令等

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(閣議決定)
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(環境省令)
- その他関係法令(環境省令、告示)

スケジュール

- 令和元年10月31日～11月29日 パブリックコメントの実施
- 令和元年12月20日 基本計画の閣議決定、改正法令の公布・施行(無害化処理認定の申請手続開始)
- 令和2年度～ 認定後、無害化処理認定施設での処理開始

PCB廃棄物の適正な処理の推進等に係る予算

令和2年度予算(案) 5,292百万円
 (令和元年度予算 5,820百万円)
 令和元年度補正予算(案) 4,565百万円

事業内容

- ① 地方自治体が行う掘り起こし調査の実施に係る相談に対応するための窓口設置や専門家派遣等を行う。
- ② 保管事業者等に対して早期処理を促すべく、あらゆる広報の活用及び周知の徹底を行う。
- ③ 低濃度PCB廃棄物について、処理技術の評価や施設の認定を行い、無害化処理認定制度の着実な運用を図る。
- ④ JESCOの高濃度PCB処理施設の設備等の点検、補修、更新及び処理能力向上のための改造等を実施する。
- ⑤ JESCOに対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うために必要な資金を出資し、処理終了後のPCB除去および原状回復を速やかに実施する。



北九州事業所



大阪事業所



豊田事業所



東京事業所



北海道(室蘭)事業所